

(介護予防) グループホーム 醍醐の家 ほっこり 運営規程

(事業の目的)

第1条 本事業所は、社会福祉法人京都老人福祉協会の福祉理念に基づくとともに、介護保険法の理念に沿って、要介護状態であって認知症の状態にある者（著しい精神症状や著しい行動異常があるもの、急性期状態にある者を除く）に対して、介護等の生活援助を行い、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう介護サービスを提供し、もって認知症高齢者福祉の増進に寄与することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 本事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に基づき事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年1月9日京都市条例第39号）」、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日厚生労働省令第34号）」及び「指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って介護サービスを提供するように努める。
- 3 明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の地域密着サービス事業者、居宅サービス事業者（居宅予防サービス事業者）、他の介護保険施設、その他の保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホーム 醍醐の家 ほっこり
- 二 所在地 京都市伏見区醍醐南里町30-1

(実施主体)

第4条 事業の実施主体は、社会福祉法人京都老人福祉協会とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 施設に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 各1名（兼務）
施設の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に対する必要な指揮命令を行う。
- 二 介護支援専門員・計画作成担当者 各1名以上
利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、共同生活住居の他の介護職員等と連携して、支援の目標、目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した介護計画を作成すると共に、必要に応じて介護計画を変更する。
介護支援専門員は、他の計画作成担当者の業務を監督する。
- 三 介護職員 6名以上
介護サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対

して適切な介護を行う。

四 看護職員 1名以上

看護職員は、健康チェックを行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者がサービスを利用する上で必要な処置を行う。

(利用定員等)

第6条 利用者の定員は、1ユニット9名で2つの共同生活空間 計18名とする。

(介護サービスの提供)

第7条 介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者等の同意を得る。

2 介護サービスの提供を求められた場合には、その利用申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び有効期間を確かめる。また、被保険者証に認定審査会の意見が記載されているときは、その意見に配慮して介護サービスを提供するよう努める。

3 正当な理由なく、介護サービスの提供を拒んではならない。ただし、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の援助を速やかに行う。

4 利用申込者の入居に際しては、その心身の状況、病歴などの把握に努める。

5 利用者の退居に際しては、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健、医療、福祉サービスを提供する事業者との密接な連携に努める。

6 入退居に際しては、利用者の被保険者証の備考欄に、入居及び退居の年月日並びに利用施設の種類及び名称を記載する。

(介護サービスの内容)

第8条 利用者の個別事情を考慮した上で、その特性に応じ次の各号によりサービスを提供する。

1 要介護状態（主に 認知症状）の軽減または悪化の防止に資するよう、計画作成担当者が、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、共同生活住居の他の介護職員等と連携して、支援の目標、目標を達成するために作成した介護計画に基づいて、介護サービスの提供を行う。

介護計画の作成にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、それぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるように配慮する。

2 介護サービスの提供は、介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないように努める。

3 職員は、介護サービスの提供にあたっては、親切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

4 提供する介護サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(利用料及びその他の費用)

第9条 利用料の額は、介護報酬の告示上金額とし法定代理請求する場合は利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額、法定代理受領分以外の場合は全額とする。

2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができる。

| | |
|--------------------|--------------------------|
| 一 食事及び茶菓子代 | 1,645 円/日 |
| 二 理美容代 | 実費 |
| 三 おむつ代 | 実費 |
| 四 水道光熱費及び共通経費 | 700 円/日 |
| 五 家賃（月額） | 80,000 円/月 |
| | トイレ付き居室（1室のみ） 85,000 円/月 |
| 六 保証金（敷金として） | 480,000 円 |
| 七 医療費 | 実費 |
| 八 行政手続きの代行 | 手続きに要する費用の実費 |
| 九 複写物の交付に伴い必要となる費用 | 10 円/枚 |

3 前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者、またはその家族に対し、サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

（勤務体制の確保等）

第10条 利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、職員の勤務体制を夜間及び深夜も含めて定める。

2 利用者の介護に直接影響を及ぼさない業務を除いて、施設の職員によって、介護サービスを提供する。

3 職員の資質の向上のため、研修の機会を確保する。

（非常災害対策）

第11条 非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を年2回以上定期的に行なう。

（施設の利用に当たっての留意事項）

第12条 施設の利用に当たって、あらかじめ利用申込者とその家族には、この運営規程の概要、職員の勤務体制その他のサービスの選択に必要な重要事項を記した文書の交付及び説明を実施し、サービス内容及び利用期間等について合意の上でサービスの提供をすること。

2 実際に介護サービスの提供を受ける際に利用者が留意すべき事項としては、次のとおりとする。

一 外泊、外出の際には、必ず行き先と帰園予定時間を届け出るものとする。

二 居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用することとする。

三 喫煙は決められた場所以外では行わない。

四 騒音等他の利用者の迷惑になる行為は行わない。

五 施設内で他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動は行わない。

六 身上に関する重要事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を届け出るものとする

（衛生管理等）

第13条 サービス提供に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

二 職員等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

三 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。

ア、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

イ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

ウ、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(掲 示)

第14条 施設の見やすい場所に、この運営規程の概要、職員の勤務体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(個人情報の保護)

第15条

一 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。

二 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第16条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。

2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼または市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第17条 事業の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど地域との交流に努める。

2 市町村が相談・支援を行うために派遣する事業やその他実施する事業に協力するよう努める。

3 サービス提供にあたっては、運営推進会議に対し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、運営推進会議からの必要な要望・助言を考慮して行う。

4 外部からの報告・評価・要望・助言等について記録を作成するとともに、必要に応じて公表する。

(事故発生時の対応)

第18条 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族及び関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。また、自己の責めに帰すべき事由による賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに誠意を持って損害賠償を行う。

(その他運営についての留意事項)

第18条 職員等の資質向上のため、次の通り研修の機会を設ける。

- 1 採用時研修 採用前または採用後一ヶ月以内
- 2 階層別研修 随時
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(虐待の防止)

第19条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）

による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

第20条 利用者に対しては、生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならない。緊急やむを得ない場合に身体拘束を行う場合は、その態様、時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由を記録することとする。

第21条 本事業の会計と、その他の事業の会計と区分する。

第22条 施設は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

附 則 この規程は、平成14年6月1日より施行する。

平成17年 4月1日改正

平成18年 4月1日改正

平成20年 4月1日改正

平成 21 年 4 月 1 日改正
平成 22 年 4 月 1 日改正
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 26 年 2 月 1 日改正
平成 26 年 11 月 1 日改正
平成 27 年 8 月 1 日改正
平成 30 年 4 月 1 日改正
平成 31 年 4 月 1 日改正
令和 3 年 8 月 1 日改正
令和 4 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 4 月 1 日改正